

有害鳥獣捕獲依頼書の提出時の留意点について

—お願い—

1. 「有害鳥獣捕獲依頼書」(以下、「依頼書」)を提出される場合は、三田市鳥獣被害対策実施隊による被害調査や銃による捕獲活動について集会等で農会以外の方(区・自治会)も含め、了解を得た上で依頼書を提出願います。また、より効果的な捕獲活動を行うために、依頼書に主な被害箇所的位置図や被害状況が分かる写真などを添付してください。
2. 三田市鳥獣被害対策実施隊による捕獲活動にあたり、周辺の山にも影響が及ぶことがあります。
つきましては、依頼書を提出された農会(又は区・自治会)は、周辺農会(区・自治会)にも依頼書を提出した旨を情報提供していただき、地域住民に捕獲活動への理解と協力を求めていただきますようお願いいたします。
3. 地域によっては銃が使用できない地域もあります。必ずしもご依頼に添えない場合もありますのであらかじめ市担当課までご相談願います。

※ 11月15日から3月15日までは狩猟が解禁となります。猟期中(期間前後15日間を含む)の依頼書の依頼は受け付けませんのでご了承ください。